

令和5年度補正「モビリティDX促進のための無人自動運転開発・実証支援補助金」Q&A

No	質問内容	回答内容	更新・追記日
①	p.27応募書類(7) 予算書：経費明細書（①人件費）について、応募時点でバインームでメンバーを特定しなければいけないのか、あるいはAさん、Bさんのような形で良いのか。	わかる範囲でお書きいただきたいですが、わからなければ、役職、等級等がわかる形で記載いただければ仮名で大丈夫です。	6月17日
②	今回、erad等による代表研究員登録などは必要ない認識でよろしかったでしょうか。	応募要件にございませんので、登録の必要は無く問題ございません。	6月19日
③	購入した部品を実装した車両を、今年度事業終了後、自動運転移動サービスの研究開発に使用しても良いとのことでしたが、自動運転移動サービスの事業そのものに使用する場合はいかがでしょうか。	あくまで、研究開発に対する実証実験のための補助金となりますので、営利・事業目的で使用はできません。	6月19日
④	テストコースでの実証実験は対象外となりますでしょうか。	テスト期間中の諸経費は、テストコースであろうと対象となります。ただ、本事業の成果として実地検証を行うことが前提ですのでテストコースではなく、公道のテスト走行をお願いします。	6月17日
⑤	諸経費における測定機器リース費用については、具体的にどのようなものが含まれるのでしょうか。購入は不可で、安全性評価に関する衝突実験などでのダミー人形も含まれますでしょうか？	ダミー人形は汎用性が高いものですので、対象外です。個別具体的な機器に関しましては、事務局にご相談ください。	6月19日
⑥	様式Bの「1-1B：自動運転トラック開発事業の具体的な計画」は、様式Cの事業スケジュールを貼り付けるイメージでしょうか。その場合、様式Bの「1-3：事業計画の実現可能性・合理性」も同様な説明になると思われませんが、それぞれのページで想定している記載要望内容が異なる場合、ご教示ください。	様式Bの「1-1B：自動運転トラック開発事業の具体的な計画」は、目標が何かというのを示してください。 例えば具体性を持って〇〇を作ります。それを持って〇〇な実験を行います。等のゴールを記載していただくシートになります。様式Cは、事業計画を達成するためのプロセスを図で示していただくシートです。 様式Bの「1-3：事業計画の実現可能性・合理性」は、様式Cのスケジュールをこなしていくことが具体的に可能であることを明確に示して頂くイメージです。	6月17日
⑦	個々の諸経費、購入品費目について、補助対象になるかどうか、応募書類提出前に確認させて頂くことは可能でしょうか。	応募書類提出前までに、個別に事務局までご相談ください。但し、審査そのものにつながるようなご質問はお控えください。	6月17日
⑧	「一般の利用客等を対象とした実証実験」とあるところで、限定的でも良いということでしたが、一般の方というのは社外の方というらえ方でよろしいでしょうか？	こちらの一般の方というのは社外の方を想定しています。	6月17日
⑨	間接部門の人件費は計上してもよいのでしょうか？ 一般管理費という形で計上できますでしょうか？	今回補助対象となるのは、実際に実証実験に関わった費用が基本です。したがって、補助事業に関わるもの、必要な経費ということを判断したうえで審査いたします。	6月17日
⑩	開発の上流フェーズでの申請になる場合、テスト走行開始に至らない可能性があります、その場合も開発費用等は補助対象になるとの理解でよろしいでしょうか？	本補助金は公道での実証走行が必須要件となっておりますので、テスト走行開始に至らない場合は事業未達として補助金対象外です。	6月19日
⑪	概算払いは可能でしょうか？	本事業については、概算払いはできません。	6月19日
⑫	モビリティDX補助金につき検討を進めておりますが、Q&A⑤に記載のあるダミー人形については、リースでも不可という理解でよろしいでしょうか。	ダミー人形をリースで調達する場合、本事業でダミー人形を使用するテスト期間に対応する費用相当額は補助対象となります。	6月26日
⑬	提案時に出そろうないものについては、見積もり取得中などの記載でもよろしいでしょうか。	応募時に見積りの取得ができない場合は、予算額の作成時に貴社で根拠または参考とした資料（例えば過去の同様の取引時の証憑、業者HP上の価格表、製品カタログ、等）をご提出ください（予算書「手引き」シートご参照）。 なお、補助対象経費の精算時には見積書が必須書類ですので、ご留意ください。	6月26日
⑭	本事業において、自動運転バスを利用した取組みは補助の対象となりますでしょうか。	本事業は、あくまでも(1)自動運転タクシー、(2)自動運転トラックが対象となりますので、自動運転バスを利用した取組は今回の補助の対象とはなりません。	6月26日
⑮	本事業において、補助率の範囲外の経費を自治体からの補助金により補填することは可能でしょうか。	本事業において、補助率の範囲外の経費を自治体からの補助金により補填することは可能です。ただし、原則自治体が進める補助金の残り分の負担は問題ありませんが、原資が国費の補助金については、精査する必要がありますので、個別に事務局にお問い合わせください。	6月26日